

環境保全協定に関する住民説明会要旨

【日 時】 令和2年(2020年)12月19日(土)10:00~12:00
浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設 601 会議室

【出席者】

○参加者 16名

○事務局

組合職員、日野市環境共生部長、日野市環境共生部クリーンセンター長、
国分寺市建設環境部長、小金井市環境部長

【次 第】

- 1 開 会 事務局長挨拶、会の進め方等について説明。
- 2 協定の内容に関する説明 資料1~4にて説明。
- 3 質 疑
- 4 閉 会

【質疑内容】

Q：説明会のPR不足。急な開催だ。

A：11/21に検討委員会を開き、そこで出た住民説明会の要望に応えたものである。

素早く動いたので急という印象になったのだと考える。

周知は、早すぎてもダメ遅いのもダメだと考える。今回は、クリーンセンターだよりで周知させていただいた。

今回出された意見を反映した案を2/6開催の検討委員会で議論する予定である。

今回の説明会について、資料、要点録の公開、その他の方法も考えている。

Q：協定第5条（車両対策）で、北川原公園以外を走行する場合に協議のうえとあるが、今回の裁判で通行できないことを前提にしたのではないのか。何を想定しているのか。条項の存在がおかしい。

A：この条項は、裁判と関係なく設けたものである。他団体の協定を参考とし、原則的に北川原公園を走行ルートとすることを明示させていただいた。別のルートとは、北川原公園やC2号の工事で走行ができなくなることを想定したもので、その際は事前協議をすることになる。

Q：11/21開催の検討委員会での要点録は内容がおかしい。北川原公園の裁判では日野市が敗訴し、通ってはならないところを通っている。控訴の理由は何か。

A：11/12判決の公金支出差止請求は、約2億5千万円を市が大坪市長個人に請求せよとのものである。詳細は裁判戦略に関わるので控訴理由など、発言は控えさせていただく。
今回、市の主張が通らなかったが、通行の差止めではない。

Q：法令違反でも、通行差止めでないから通行可能というのはおかしい。

上告するから通行できるのか。座り込みをやれば止めるのか。

A：裁判は継続されるのでご理解願う。

Q：自分で資料を作成したのでこの場で配布したい。

A：組合主催の説明会なので、個人的な配布は、会場外でお願いする。

Q：健康診断を追加することを希望する。

A：武蔵野市では内科健診を昭和 59 年から実施している。当組合は環境影響評価を実施し「周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはない」との結論を得ているため、健康診断を盛り込んでいない。健康被害など、個別の相談は組合までお願いする。

Q：自治会未加入者が多いが、日野市はどう考えているのか。

A：未加入者が多いのは認識している。

Q：周辺自治会のみでの協議ではダメ。自治会未加入者の意見が入らない。

未加入者も検討委員会に入れてほしい。未加入者も入れた検討会を作ってほしい。

A：市民ひとりひとりとの協定というのは難しい。協定の締結は地元を代表される方たちと考え、自治会としている。そのため、委員会には自治会の方をお願いした。

しかしながら、広く説明会をという要望があり、本日の説明会開催の運びとなった。

委員会に入っていないなくても、本日のようなご意見を承る場を設けたとともに、組合に直接言うこともできるので、ご意見の際は、組合までお願いする。組合ホームページでもお知らせする。

今後は、ご意見を集約し、2/6 の検討委員会で報告し、議論をしていく。

Q：計画当初、ダイオキシン調査を行っていくと市は回答しているがどうなっているのか。

A：測定の要望があったので、新井公園の東側で調査を行った。結果に問題はなかった。

Q：自治会単位で説明をしてほしい。組合は交通不便なので説明を聞きに行けない。

A：組長会などで説明が必要であれば説明に伺う。自治会を通じ、組合までご相談をお願いする。コロナもあるので動画公表できないか模索している。

Q：停止の基準について、23 区や他の多摩地域の施設を参考にしてほしい。

特に水銀。24 時間超過で停止は甘い。2 時間で停止のところもある。見直してほしい。

法令基準では甘い。50 マイクログラムで届け出た法手続きはおかしい。

A：23 区やふじみ衛生組合は大気汚染防止法が改正される以前に策定されたものである。当組合は法改正後に策定したものである。水銀で問題なのは、出続けている場合が問題となる。規制値に関しては法手続きなのでご理解をお願いする。国の基準が甘いかどうかは答えかねる。

規制値が 30 マイクログラムの施設もあるが、定期測定による運用である。

当施設は、連続測定で止める厳しい運用をしており、考え方が異なる。

Q：運転基準、要監視基準は非常に大切なことだと思うが、協定に入れる必要があるのか。

基準超えたときにどう対応するのか入れるべきではないのか。基準が多いと混乱する。

A：説明資料にあるように、厳しいルールの下運用している。自主基準値については省略するのではなく、協定に明示した方が安心できるのではないかと考える。基準値超過時のフローは、別途、ホームページで公表している。

Q：公表基準の「公表にあたっての留意事項」は、公表のプライバシーは大切だが、住民の権利を考えたら、すべて公表するべきだ。住民の健康被害を考えて対応してほしい。この条項をどうしても入れるなら、公表内容を協議のうえにしてほしい。

A：主旨はわかるが、個人情報保護条例や情報公開の手続きと同じ考え方を示したものである。書かなくても結果として同じと考えており、公表できるものは公表していく。

Q：協定第1条（処理対象ごみ）で規定する災害ごみの受け入れについて、事前の報告をするとあるが、例えばどのくらいの放射線量なら受け入れるのか。報告ではなく、事前の協議をしてほしい。事後報告も必要。

A：細かく数値を協定に入れるものではなく、程度問題と考える。地元の了解を得て受け入れることになるので協議と同じであると考え。事後の報告も行うことになると思う。

Q：協定第1条（処理対象ごみ）第1項第3号但し書きについて、事後報告になるような緊急性の内容を教えてほしい。この但し書きは不要だと思う。

A：例えば多摩地域ごみ処理広域支援であるかもしれないと考える。逆に当施設で急に対応できなくなった場合は他団体に受け入れていただくこともあるのが相互支援の考え方である。今の時点で他の具体例は思い当たらない。

Q：協定第7条（苦情処理）で、1項本文の苦情と被害は別物ではないか。苦情にはこう対応する、被害にはこう対応すると分けるべきだ。

A：ご意見として伺う。

Q：対応手順は別途定めとある。この別途はいつわかるのか。本来は一緒に出すべきではないか。

A：2/6開催の検討委員会で示せると思う。

Q：地元外の他のエリアは蚊帳の外。説明会は3km圏内を対象にすべきではないか。全市域に協定が結ばれることを周知すべき。自治会組織率は50%と低い。

A：半径500mを地元範囲としている。かつて、新石と新井からなる地元対策委員会と意見交換をしてきたが、新たに百草園、百草園団地、落川上を加えて地元5自治会とし、ここを第一に考えている。

また、協定の周知について、年度末に発行の組合ニュースでもお知らせをしていく。

Q：健康被害が出たらどこに訴えたらいいのか。

A：組合となる。

Q：住民が納得するまで話し込む必要がある。時間をかけてやるべき。

A：地元自治会以外の方も意見できる。その際は、組合までお願いする。出されたご意見を集約し、反映できるものを反映し、2/6開催の検討委員会で議論をしていく。

Q：お知らせはクリーンセンターだよりのみか。市民全体のものになっていない。

市民の健康と環境のためにやっているものをすぐに終えてしまうのか。

これでおしまい。もっと説明会をやってほしい。いつどこで何回やるのか。

A：新型コロナウイルスの感染対策の観点から、動画で説明する方法も考えている。

地元自治会からご依頼があれば伺う。今後、説明会を開催するかどうかは、この場では答えられない。ご意見として伺う。

Q：周辺の健康、環境を守るのは5自治会だけでいいのか。煙突が高くなったから遠くまで届くのではないのか。百草園駅で臭気を感じる。夜に体調が悪くなる。説明が丁寧でない。表示盤の3か所は少ない。

もっとたくさん表示してほしい。ホームページに掲載ではなく、掲示板に貼ったりしてほしい。

A：被害の相談は組合へお願いする。その他、ご意見として伺う。

- Q：自治会の会長は毎年のように変わる。自治会長が責任をとれるのか。理解できるのか。自治会長にもレベルの差がある。対自治会の協定でやるのは厳しいのではないか。環境整備費は 500mを超えて使っている。一部の人でやるのではなく、市民がどこでも参加できる説明会が必要ではないか。住民自治を念頭に入れて働いてほしい。
- A：責任は会長が追うものではなく、組合が負うものであると考える。他ご意見として伺う。
- Q：協定第 5 条（車両対策）第 2 項に規定する収集車の走行ルートは、裁判で負けたのに北川原公園を通行するのか。
- A：原則の走行ルートを北川原公園としたもので、本条項は裁判とは関係なく定めた規定である。なお、判決は通行差し止めではない。
- Q：自治会から北川原公園の裁判に関する説明会を開催するよう日野市に要望がいつているはずだが回答を求める。
- A：そのような意見がある旨聞いているが、自治会としての説明会開催の要望は受けていない。
- Q：協定第 3 条（環境の監視）で「環境保全計画を定め」とあるが、計画の説明がなかった。排出基準はあるが環境基準の話がない。明らかにしてほしい。意見を聞いてほしい。水銀の基準値が発注当初厳しかったといっても 50 マイクログラムでは意味がない。施行日以降の規定の 30 マイクログラムにするべき。
- A：法令の基準についてはご理解を。保全計画は運営会社の方で定める計画で測定項目や測定頻度などの計画となる。その主だった測定結果は、ホームページで維持管理情報等として公表している。細かな内容は、今後、QA などで示せればと思う。
- Q：みんなが参加しやすい場所で何度も説明会を開いてほしい。報告と協議が柱、健康、環境守るために何度もやってほしい。協定第 3 条（環境の監視）第 4 項の専門委員会設置だが、学識だけではだめ。市民を含めた監視体制として、そこに各市も参加した委員会の設置を希望する。
- A：ご意見として伺う。
- Q：協定第 5 条（車両対策）第 2 項で規定する収集車両の走行ルートを原則、北川原公園とすることは、裁判で市の意見は否定され、異論を唱える側が全面勝訴した。それなのにこの 2 項があるのは認めがたい。
- A：一般的に他団体の協定にも、同様の規定があるので、標準的に盛り込んだものである。
- Q：協定第 5 条（車両対策）第 4 項で規定する、北川原公園を走行できない場合について、北川原公園や C2 号の工事で走行ができなくなることを想定したという説明はおかしい。また、北川原を走行できない場合の具体例は何か。
- A：現実的に公園や道路の工事はあり得る。また、当施設への見学バス、当施設の修繕などで必要となる大型の車両、走行時間やルートが指定される特殊車両などがあると思う。事前にお知らせや取り決めをしておいた方がよいことを協議するための規定である。
- Q：公園内をごみ収集車が通るのはおかしい。
- A：ご意見として伺う。

- Q：協定第7条（苦情処理）第2項で、別途、定める対応手順を2/6開催の検討委員会で示すとのことだが、それはおかしい。住民と一緒に考えて定めるべきではないか。
- A：他団体を例に作成を考えており、細かなものではなく、苦情対応の受付用紙のフォーマットなどを定めるものと考えている。